

2006年(平成18) 1月11日

## 申 入 書

〒531-0076

大阪市北区大淀中 1-1-88

梅田スカイビルタワーイースト

アストラゼネカ株式会社 御中

イレッサ薬害被害者の会

薬害イレッサ訴訟を支援する会

(連絡場所)

〒331-0815 埼玉県さいたま市北区大成町 4-265-2-402

近 澤 昭 雄

TEL:048-653-3998 FAX\*048-651-8043

HP:080-3155-6362

## 第1 申入れの趣旨

現在東京地裁、大阪地裁に係属中の薬害イレッサ訴訟の原告及びその他のイレッサの毒性により死亡するなどした被害者・遺族に対し、直ちに法的責任のあることを認めて謝罪すると共に、損害賠償金の支払いなど、全面救済して解決することを求めます。

## 第2 申入れの理由

抗がん剤イレッサは、「夢の新薬」などともてはやされ2002年7月に世界に先駆けて我が国で輸入承認され、販売されてきました。しかし、イレッサは急性肺障害等の重大な毒性被害者を生み、公表されているだけでも607人もの尊い生命が奪われました(2005年4月現在)。しかも、抗がん剤は医薬品副作用救済制度から除外されているため、毒性被害者らは何らの救済も受けていないのが現状です。

がん患者は、死の恐怖と闘いつつ、一日一日を大事に生きながら、少しでも長く生きていたいとの思いで抗がん剤を使用します。ところが、臨床試験の結果、イレッサには延命効果がないことが明らかとなっています。イレッサはガン患者の切なる願いを裏切って、その貴重な声明を奪ったのです。

医薬品の輸入、販売にあたり、製薬企業が消費者の生命・健康を守るために極めて高度の安全確保義務を負っていることは、これまでスモン・サリドマイド・薬害エイズ・薬害ヤコブ病などの繰り返された薬害事件の中で何度も確認されてきたことです。ところが、貴社はこの高度の安全確保義務を尽くさずにイレッサを輸入販売し、多くの被害を生みました。その責任は余りに明らかと言わなければなりません。

よって、ここに申入れの趣旨のとおり、イレッサによる被害者の早期・全面救済による解決をするよう求めます。

以上